



鳥取県公報

令和4年3月25日（金）
号外第16号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県税条例等の一部を改正する条例（5）（税務課）・・・・・・・・・・10
	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（6）（人事企画課）・・・・・・・・・・32
	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（7）（〃）・・・・・・・・・・33
	鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例（8）（〃）・・・・・・・・・・35
	鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 （9）（〃）・・・・・・・・・・36
	鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例（10）（〃）・・・・・・・・・・37
	鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例（11）（福祉保健課）・・・・・・・・・・38
	鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例（12）（環境立県推進課）・・・・・・・・39
	鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（13）（住まいまちづくり課）・・・42
	鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例 （14）（水産課）・・・・・・・・・・58
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（15）（会計指導課）・・・・・・・・・・59
	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 （16）（警察本部警務課）・・・・・・・・・・62
	鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例（17）（警察本部組織犯罪対策課）・・・・64
	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例（18）（警察本部運転免許課）・・・・69

公布された条例のあらまし

◇鳥取県税条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

地方税法等の一部が改正され、個人県民税に係る住宅ローン減税措置の期間延長、ガス供給業における収入金額課税の見直し及び大法人に対する所得割の軽減税率の見直しによる法人事業税に係る規定の整備、不動産取得税について不動産登記申請により不動産の取得に係る申告書の提出を不要とする規定の見直し等が行われることに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 個人県民税に係る事項

住宅ローン控除の適用の対象となる入居の期限を令和7年末（現行 令和3年末）まで延長する。

(2) 法人県民税に係る事項

法人県民税の申告納付について定めた規定中引用する地方税法の条項を改める。

(3) 法人事業税に係る事項

ア ガス供給業のうち、特定ガス供給業に係る税額について、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額（現行 収入割額）とし、一般ガス供給業に係る税額について、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人にあっては、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額（現行 収入割額）とし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人にあっては、所得割額（現行 収入割額）とし、その税率を変更する。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人に係る所得割について、年800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止し、標準税率を1パーセントとする。

(4) 不動産取得税に係る事項

ア 住宅及び住宅用地に係る特例措置の要件に該当すると認められる場合は、不動産を取得した者から申告がない場合でも当該特例措置を適用することができるよう規定の整備を行う。

イ 不動産を取得した者が、登記の申請をした場合は、不動産の取得に係る申告を不要とするとともに、当該申告と併せて提出することとしていた不動産取得税の徴収猶予の申告について、知事が別に定める期日までに提出することとする。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日等

ア 施行期日は、令和4年4月1日とする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日とする。

(ア) (1)に関する事項 令和5年1月1日

(イ) (4)イ及び(5)の一部に関する事項 令和5年4月1日

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

職員の人材確保を図るため、初任給調整手当の額の改定等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に係る初任給調整手当について、支給月額の上限を60,000円（現行 45,000円）に引き上げるとともに、支給期間の上限を20年（現行 9年）に延長する。

(2) 施行期日は、令和4年4月1日とする。

◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

仕事と育児の両立を支援するため、育児休業等を取得することができる者の要件を見直す等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 非常勤職員の育児休業等に係る取得要件のうち、在職期間が1年以上であることとする要件を廃止する。
- (2) 職員が任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないこととする。
- (3) 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、研修の実施、相談体制の整備その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を講ずるものとする。
- (4) 施行期日は、令和4年4月1日とする。

◇鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員等の定数を定める。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり職員の定数を改める。

区 分	定 数	
	改正後	現 行
知事の事務部局の職員	2,824人	2,821人
一般会計支弁に係る職員	2,814人	2,811人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	2,221人	2,230人
県立学校の職員	2,020人	2,029人
企業局の職員	52人	54人
県費負担教職員	4,028人	4,019人

- (2) 施行期日は、令和4年4月1日とする。

◇鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣する公益的法人等を追加する。

2 条例の概要

- (1) 公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるための職員の派遣先に、一般財団法人救急振興財団、一般財団法人自治体衛星通信機構、一般財団法人地域活性化センター、一般財団法人地域総合整備財団、一般財団法人地域創造及び一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会を加える。
- (2) 施行期日は令和4年4月1日とする。

◇鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

県行政に関する調査審議を行う附属機関の廃止を行う。

2 条例の概要

- (1) 知事の附属機関のうち2020東京オリンピック・パラリンピック関連事業検討委員会を廃止する。
- (2) 教育委員会の附属機関のうち鳥取県立学校学校関係者評価委員会及び鳥取県立学校学校評議員会を廃止する。
- (3) 施行期日は、令和4年4月1日とする。

◇鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

民生委員がその職務を適切に遂行できるようにするため、民生委員の増員を行う。

2 条例の概要

(1) 民生委員の定数を次のとおり変更する。

市町村	変更後	変更前
米子市	345人	338人
倉吉市	170人	167人
八頭郡八頭町	69人	68人
東伯郡湯梨浜町	50人	49人
西伯郡南部町	36人	35人

(2) 施行期日は、令和4年12月1日とする。

◇鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

大気汚染防止法等の一部が改正され、解体する建築物等に関する石綿含有建材の使用の有無に係る調査の結果を、元請業者が都道府県知事に対して報告しなければならないとされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 報告対象工事の元請業者（現行 発注者）又は自主施工者は、作業開始日の14日前までに報告対象工事に関する事項を知事に報告しなければならないこととする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、令和4年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

ウ 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例について、所要の規定の整備を行う。

◇鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づくバリアフリー化を進めることにより、福祉のまちづくりのより一層の推進を図るため、建築物移動等円滑化基準に付加する事項を定める等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次に掲げる建築物移動等円滑化基準への適合義務が課せられる特別特定建築物の建築の規模を引き下げる。

ア 便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設置すること。

イ 便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備（アの場合を除く。）及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を設置すること。

ウ 車いす使用者用便房内に、ベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設置すること。

エ 車いす使用者用駐車施設に、乗降の際の降雨及び降雪の影響を少なくできる屋根を設置すること。

(2) 建築物移動等円滑化基準に次の事項を加える。

ア 特別特定建築物に共通して適用する事項

(ア) 廊下、階段及び傾斜路に付加する基準

a 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段には、両側に手すり

を設けること。

- b 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等、階段及び傾斜路は、照明設備の設置等により必要な照度を確保するとともに、床面、壁面及び出入口戸は、相互に色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること等により、それらの存在を容易に識別できるものとする。

(イ) 便所に付加する基準

- a 小便器を設ける便所の出入口の幅は、80センチメートル以上の幅とすること。
- b 照明設備の設置等により必要な照度を確保するとともに、床面、壁面並びに便所及び便房の出入口戸は、相互に色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること等により、それらの存在を容易に識別できるものとする。
- c 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署等の便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を設けるときは、当該水洗器具を便器と兼用した水洗器具としてはならないこと。

イ 特別特定建築物のうち一定規模以上のものについて特に付加する事項

(ア) 便所に付加する基準

- a 火災の発生を光で報知する警報装置を設けること。
- b 車いす使用者用簡易型便房を1以上設けること。

(イ) 浴室等に付加する基準

浴室等を設ける場合には、条例で定める基準と適合するものであること。

(ウ) 移動等円滑化経路に付加する基準

- a 主たる出入口に設ける戸は、自動的に開閉する構造の戸又は引き戸とすること。
- b 移動等円滑化経路を構成するエレベーターのかごは、火災の発生を感知し、自動的にかごを地上階へ着床し、及び戸を開口する装置を設けること。

ウ 主として視覚障害者が利用する建築物等に係る移動等円滑化経路に付加する事項

- (ア) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する建築物には、音声により視覚障害者を誘導する設備又は案内所を設けるときを除き、道等から主たる出入口までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路とすること。

- (イ) 道等に線状ブロック等が敷設されているときは、当該敷設された場所から視覚障害者移動等円滑化経路までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路とすること。

- (3) 次の各号に掲げる場合については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第18条第2項第1号に定める基準（他の階への移動を行うための通路に限る。）は、適用しないものとする。

ア 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル未満の建築物について、用途の変更をして特別特定建築物にする場合

イ 床面積の合計が500平方メートルに満たない特別特定建築物について、次の各号のいずれにも該当する場合

- (ア) 地上階の直上階又は直下階に設ける利用居室において提供されるサービスを地上階に設ける利用居室においても提供できること。

- (イ) 建築物に車いす使用者用便房を設ける場合は、当該車いす使用者用便房を地上階に設けること。

- (ウ) 建築物に車いす使用者用駐車施設を設ける場合は、当該車いす使用者用駐車施設を地上階に設けること。

ウ 共同住宅が次の各号のいずれにも該当する場合

- (ア) 床面積の合計が500平方メートル以上1,000平方メートル未満、かつ、階数が4に満たないこと。

- (イ) 道等から、住戸の総数に100分の10を乗じて得た数以上の住戸への経路が、地上階において準移動等円滑化経路となっていること。

- (4) 車いすが利用しやすい施設の整備を図るため、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室を、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。
 - ア 床は、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合等を除き、段を設けないこと。
 - イ 利用居室内の通路の幅は、90センチメートル以上とすること。
- (5) 公営住宅の建築にあつては、車いす使用者の入居に適した構造のものとするよう努めること。
- (6) 県は、福祉のまちづくりに関する情報の提供を行うに当たっては、県民が当該情報を迅速かつ容易に得られる環境を整備するため、情報通信技術の活用を努めることとする。
- (7) 市町村は、事業者及び市町村民と一体となって、地域の実情を踏まえた福祉のまちづくりの推進体制を整備し、その実現を図るよう努めることとする。
- (8) 特別特定建築物をとっとりユニバーサルデザイン認証基準（高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ることを目的として規則で定める基準をいう。）に適合させた場合における、認定証の発行の制度を設ける。
- (9) 特別特定建築物の建築主等は、利用者に対し、当該特別特定建築物の整備及び運営についての意見を求め、得られた意見を尊重して、当該特別特定建築物の整備及び運営を行うよう努めることとする。
- (10) 福祉のまちづくりに自ら参画して、これを推進する意欲を有する者を、福祉のまちづくりアドバイザーに登録することとし、アドバイザーは、建築主等の求めに応じて、特別特定建築物の整備及び運営に関し、点検し、助言を行うこと。
- (11) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和4年10月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。
 - ウ 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、鳥取県福祉のまちづくり条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◇鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の施設の供用開始に伴い、新たに整備された記帳電算室等の使用料を定める。

2 条例の概要

(1) 市場施設の利用について、次のとおり新たに使用料を徴収する。

区分	使用料	
	単位	金額
記帳電算室	使用面積1平方メートルにつき1月	830円
研修室	使用面積1平方メートルにつき1時間	6円
調理実習室	使用面積1平方メートルにつき1時間	6円
学習室	使用面積1平方メートルにつき1時間	6円

(2) 施行期日は、令和4年8月1日とする。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、手数料の標準とすべき額が改められたことに伴い、手数料の額の変更を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり手数料の額を引き上げる。

- ア 行政書士試験の実施 1件につき10,400円（現行 7,000円）
- イ 高圧ガス製造保安責任者試験等の実施

- (ア) 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき11,600円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合は、11,100円）（現行 9,300円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合は、8,800円））
- (イ) 丙種化学責任者免状に係るもの 1件につき10,300円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合は、9,800円）（現行 8,700円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合は、8,200円））
- (ウ) 乙種機械責任者免状に係るもの 1件につき11,600円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合は、11,100円）（現行 9,300円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合は、8,800円））
- (エ) 第2種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき11,600円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合は、11,100円）（現行 9,300円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合は、8,800円））
- (オ) 第3種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき10,300円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合は、9,800円）（現行 8,700円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合は、8,200円））
- (カ) 第1種販売主任者免状に係るもの 1件につき9,000円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合は、8,500円）（現行 7,900円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合は、7,400円））
- (キ) 第2種販売主任者免状に係るもの 1件につき7,200円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合は、6,700円）（現行 6,200円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合は、5,700円））
- ウ 電気工事士免状の書換え交付 1件につき2,700円（現行 2,100円）
- エ 液化石油ガス設備士試験の実施 1件につき23,200円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合は、22,700円）（現行 21,400円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合は、20,900円））
- オ 宅地建物取引士資格試験の実施 1件につき8,200円（現行 7,000円）
- (2) 次のとおり手数料の額を引き下げる。
- ア 販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合における液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の保安の確保の方法の認定 1件につき98,000円（現行 110,000円）
- イ 液化石油ガスの貯蔵施設又は特定供給設備の変更の許可 1件につき15,000円（現行 17,000円）に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じた額
- (3) 施行期日は、令和4年7月1日とする(1)ウに関する事項を除き、同年4月1日とする。

◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

クロスボウが使用された凶悪犯罪の発生及び拳銃に匹敵するクロスボウの威力を踏まえた銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正がされたことに鑑み、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 銃器犯罪捜査手当の支給対象業務に、防弾装備を着装し、武器を携帯して行う作業であって、クロスボウ又はクロスボウと思料されるものを使用している犯罪現場における犯人を逮捕する作業等を加え、同手当を銃器等犯罪捜査手当とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

風俗店等が多い繁華街等を暴力団排除特別強化地域として指定し、利益受供与の規制を強化するとともに、青少年の健全な育成環境の形成を図るため、暴力団事務所の開設及び運営を禁止する区域を拡大する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 暴力団事務所の開設及び運営を禁止する場所として、次の場所を加える。
 - ア 都市公園法に規定する都市公園の敷地の周囲200メートルの区域内
 - イ 都市計画法に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
- (2) (1)のイの地域内において暴力団事務所の開設又は運営をする者に対し、その中止を命ずることができることとする。
- (3) 暴力団排除特別強化地域内における風俗営業等の特定の営業者（以下「特定営業者」という。）と暴力団員との間の以下の行為を禁止する。
 - ア 特定営業者が暴力団員から用心棒の役務の提供を受けること、又は暴力団員が同役務を提供すること。
 - イ 特定営業者が暴力団員に対して、用心棒の役務の提供を受ける対償として利益供与をすること、又は暴力団員がその利益供与を受けること。
 - ウ 特定営業者が暴力団員に対して、営業を営むことを容認する対償として利益供与をすること、又は暴力団員がその利益供与を受けること。
- (4) 公安委員会は、(1)のイに違反する行為をした疑いがあると認めるときは、暴力団員その他の関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は職員に建物に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができる。
- (5) 次のとおり、罰則を新たに設ける。

違反者	罰則
(1)のアに違反した者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
(2)の中止命令に違反した者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
(3)に違反した者（特定営業者にあつては、相手方が暴力団員又はその指定した者であることを知っていた場合に限る。）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
(4)に違反して、説明若しくは資料の提出をしなかった者、虚偽の説明若しくは資料の提出をした者又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	20万円以下の罰金

- (6) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和4年8月1日とする(3)及び(5)の一部に関する事項を除き、令和4年5月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

道路交通法の一部が改正され、75歳以上で一定の違反歴のある者が運転免許の更新を受けようとする場合に運転技能検査の受検が義務付けられたこと等に伴い、運転免許に関する事務等について、新たに手数料を徴収し、手数料の額を改め、又は手数料を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 運転免許に関する事務について、次のとおり新たに手数料を徴収する。
 - ア 運転技能検査 1件につき3,550円
 - イ 若年運転者講習 1時間につき2,250円
- (2) 次のとおり手数料の額を改める。
 - ア 銃砲等又は刀剣類所持の許可証の書換え 1件につき1,600円（現行 1,800円）

- イ 運転免許に関する事務に係る手数料について、次のとおりその額を改める。
- (ア) 認知機能検査 1件につき1,050円（現行 750円）
 - (イ) 認知機能検査を行う者に対する講習 1回につき1,200円又は1,450円（現行 800円又は1,400円）
 - (ウ) 高齢者講習 講習の種類に応じて1件につき2,900円又は6,450円（現行 2,250円～7,950円）
- (3) チャレンジ講習及び簡易講習が廃止されることに伴い、当該事務に係る手数料を廃止する。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、令和4年4月1日とする(2)アに関する事項を除き、令和4年5月13日とする。

条 例

鳥取県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第5号

鳥取県税条例等の一部を改正する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(申告書、届出書等の提出の特例)</p> <p>第19条の2 法第747条の2第1項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う書面等地方税関係申告等については、前条の規定を適用しない。この場合において、当該書面等地方税関係申告等は、前条の規定により提出されたものとみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>第19条の3 法第747条の3第1項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う書面等以外地方税関係申告等については、第19条の規定を適用しない。</p> <p>(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告)</p> <p>第88条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第11条第8項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第11条第1項に規定する認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>4・5 略</p> <p>6 第1項の規定にかかわらず、知事は、同項の規定による申告がない場合においても、当該住宅の取得が法第73条の14第1項又は第3項に規定する要件に該当すると認めるときは、同条第1項又は第3項の規定を適用することができる。</p>	<p>(申告書、届出書等の提出の特例)</p> <p>第19条の2 法第747条の2第1項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う特定書面等地方税関係申告等については、前条の規定を適用しない。この場合において、当該特定書面等地方税関係申告等は、前条の規定により提出されたものとみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>第19条の3 法第747条の3第1項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う特定地方税関係申告等については、第19条の規定を適用しない。</p> <p>(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告)</p> <p>第88条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第11条第8項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>4・5 略</p>

(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第89条 略

2・3 略

4 第1項の規定にかかわらず、知事は、同項の規定による申告がない場合においても、当該土地の取得が法第73条の24第1項から第3項までに規定する要件に該当すると認めるときは、同条第1項から第3項までの規定を適用することができる。

(種別割の税率)

第138条 種別割の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号から第6号までに掲げる種別割以外の種別割 次

の表の通常税率の欄に定める額

(2)・(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

略

2 前項の表(2)アのaからmまで及び(2)イのaからmまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる種別割にあつては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる種別割にあつては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第4号及び同項第5号に掲げる種別割にあつては同表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第6号に掲げる種別割にあつては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第89条 略

2・3 略

(種別割の税率)

第138条 種別割の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号から第8号までに掲げる種別割以外の種別割 次

の表の通常税率の欄に定める額

(2)・(3) 略

(4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和3年度分の種別割 次

の表の最大軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)で令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和3年度分の種別割 次

の表の最小軽課税率の欄に定める額

(6) 略

(7) 略

(8) 略

略

2 前項の表(2)アのaからmまで及び(2)イのaからmまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる種別割にあつては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる種別割にあつては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第4号に掲げる種別割にあつては同表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第5号に掲げる種別割にあつては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

略	略
---	---

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の3 略</p> <p>2 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。）において、前項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項に規定する控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>3 <u>所得割の納税義務者が、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第14項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合（居住年が平成26年から令和3年までの場合に限る。）は、法附則第5条の4の2第3項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定による控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>4 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき<u>新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条第5項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における前項の規定の適用については、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>	<p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の3 略</p> <p>2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。）において、前項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項（<u>同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。</u>）に規定する控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>3 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次項及び次条第5項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第6条第4項の規定の適用を受けた場合における前項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p>4 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における第2項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</p>

第3条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(納付又は納入先)</p> <p>第6条 納税者（個人の県民税及び地方消費税の貨物割に係る者を除く。）又は特別徴収義務者（個人の県民税に係る者を除く。）が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、第2号に掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則に定めるものを払い込む場合に限るものとし、<u>第3号及び第4号</u>に掲げる者に対する払込みは、<u>法第747条の6第2項</u>に規定する特定徴収金に限るものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 法第747条の8第1項に規定する機構指定納付受託者</u></p> <p>2 前項の払込みは、同項第1号又は第2号に該当する者に対して行う場合にあつては納付書、納入書又は第137条の9第1項若しくは第144条の規定により提出すべき申告書により、同項第3号に該当する者に対して行う場合にあつては<u>法第747条の6第2項に規定する総務省令で定める方法により、同項第4号に該当する者に対して行う場合にあつては法第747条の8第1項に規定する総務省令で定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>(3世代住宅等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第83条の2 略</p> <p>2 前項の申告は、<u>第106条の2に定めるところにより、知事が別に定める期日までに</u>しなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>(不動産の取得に係る申告又は報告)</p> <p>第84条 不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。<u>ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条の規</u></p>	<p>(納付又は納入先)</p> <p>第6条 納税者（個人の県民税及び地方消費税の貨物割に係る者を除く。）又は特別徴収義務者（個人の県民税に係る者を除く。）が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、第2号に掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則に定めるものを払い込む場合に限るものとし、第3号に掲げる者に対する払込みは、<u>法第747条の5の2第2項</u>に規定する特定徴収金に限るものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の払込みは、同項第1号又は第2号に該当する者に対して行う場合にあつては納付書、納入書又は第137条の9第1項若しくは第144条の規定により提出すべき申告書により、同項第3号に該当する者に対して行う場合にあつては<u>法第747条の5の2第2項に規定する総務省令で定める方法によるものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>(3世代住宅等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第83条の2 略</p> <p>2 前項の申告は、<u>第84条第1項の規定により当該住宅又は土地の取得の事実を申告する際、第106条の2に定めるところによって、併せて</u>しなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>(不動産の取得に係る申告又は報告)</p> <p>第84条 不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。</p>

<p><u>定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第25条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項ただし書の場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に対し同項各号に定める事項について申告を求めすることができる。</u></p> <p>4 <u>第1項及び前項の規定にかかわらず、知事は、不動産取得税の賦課徴収に関し必要があるときは、不動産を取得した者に対し第1項各号に定める事項以外の事項について報告を求めすることができる。</u></p> <p>5 <u>第1項若しくは第3項の申告又は前項の報告は、当該不動産の所在地の市町村長を経由してしなければならない。</u></p> <p>(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)</p> <p>第86条 市町村長は、<u>法第73条の18第4項</u>の規定によって送付し、又は通知する場合においては、当該不動産の固定資産課税台帳（法第341条第9号に規定する固定資産課税台帳をいう。）に登録された価格その他不動産の価格の決定について参考となるべき事項を、規則で定める通知書によって併せて知事に通知するものとする。</p> <p>(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)</p> <p>第90条 法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、<u>法第73条の24第1項第1号に規定する特例適用住宅の新築、同条第2項第1号に規定する耐震基準適合既存住宅等の取得又は同条第3項第1号に規定する耐震基準不適合既存住宅の取得をすることを証明する書類を添付して、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取</p>	<p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、不動産取得税の賦課徴収に関し必要があるときは、不動産を取得した者に対し報告を求めすることができる。</p> <p>4 第1項の申告又は前項の報告は、当該不動産の所在地の市町村長を経由してしなければならない。</p> <p>(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)</p> <p>第86条 市町村長は、<u>法第73条の18第3項</u>の規定によって送付し、又は通知する場合においては、当該不動産の固定資産課税台帳（法第341条第9号に規定する固定資産課税台帳をいう。）に登録された価格その他不動産の価格の決定について参考となるべき事項を、規則で定める通知書によって併せて知事に通知するものとする。</p> <p>(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)</p> <p>第90条 法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、<u>法第73条の24第1項第1号に規定する特例適用住宅の新築、同条第2項第1号に規定する耐震基準適合既存住宅等の取得又は同条第3項第1号に規定する耐震基準不適合既存住宅の取得をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該土地の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取</p>
---	--

得税の徴収猶予に関する申告等)

第92条 法第73条の27の2第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から6月以内に同条第1項に規定する耐震改修を行うことを証明する書類を添付して、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の特例に関する申告)

第92条の2 法附則第62条第2項の規定により読み替えて適用される法第73条の27の2第2項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第94条 法第73条の27の3第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、不動産を取得した日から1年以内に当該不動産以外の不動産を収用され、又は譲渡することを証明する書類を添付して、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第96条 法第73条の27の4第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

得税の徴収猶予に関する申告等)

第92条 法第73条の27の2第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から6月以内に同条第1項に規定する耐震改修を行うことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の特例に関する申告)

第92条の2 法附則第62条第2項の規定により読み替えて適用される法第73条の27の2第2項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該住宅を取得した日から耐震改修の日後6月以内に第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第94条 法第73条の27の3第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、不動産を取得した日から1年以内に当該不動産以外の不動産を収用され、又は譲渡することを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第96条 法第73条の27の4第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第98条 法第73条の27の5第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲受け予定者等が同条第1項に規定する取得をすることを証明する書類を添付して、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第100条 法第73条の27の6第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項に規定する売渡し若しくは交換又は現物出資をすることを証明する書類を添付して、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第102条 法第73条の27の7第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項に規定する譲渡をすることを証明する書類を添付して、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(3世代住宅等の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第106条の2 第83条の2第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項各号に規定する期間内に3世代住宅の耐震改修、新築又は取得をすることを証明する書類を添付して、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 略

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第98条 法第73条の27の5第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲受け予定者等が同条第1項に規定する取得をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第100条 法第73条の27の6第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項に規定する売渡し若しくは交換又は現物出資をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第102条 法第73条の27の7第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項に規定する譲渡をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(3世代住宅等の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第106条の2 第83条の2第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項各号に規定する期間内に3世代住宅の耐震改修、新築又は取得をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該住宅又は土地の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

<p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)</p> <p>第108条 法附則第11条の4第2項において準用する法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申告書に、助成金の支給を受けたことを証明する書類を添付して、<u>知事が別に定める期日までに</u>、知事に提出しなければならない。</p>	<p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)</p> <p>第108条 法附則第11条の4第2項において準用する法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申告書に、助成金の支給を受けたことを証明する書類を添付して、<u>第84条第1項の規定による申告をする際に併せて</u>知事に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(宅地建物取引業者による中古住宅の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)</p> <p>第110条 法附則第11条の4第5項において準用する法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする宅地建物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から2年以内に改修工事を行うことを証明する書類を添付して、<u>知事が別に定める期日までに</u>、提出しなければならない。</p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(宅地建物取引業者による中古住宅の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)</p> <p>第110条 法附則第11条の4第5項において準用する法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする宅地建物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から2年以内に改修工事を行うことを証明する書類を添付して、<u>第84条第1項の規定による当該住宅の取得の申告をする際に併せて</u>知事に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(宅地建物取引業者による中古住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)</p> <p>第112条 法附則第11条の4第7項において準用する法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする宅地建物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から2年以内に改修工事を行うことを証明する書類を添付して、<u>知事が別に定める期日までに</u>、知事に提出しなければならない。</p>	<p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(宅地建物取引業者による中古住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)</p> <p>第112条 法附則第11条の4第7項において準用する法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする宅地建物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から2年以内に改修工事を行うことを証明する書類を添付して、<u>第84条第1項の規定による当該住宅の取得の申告をする際に併せて</u>知事に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p>

(鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 鳥取県税条例の一部を改正する条例(令和2年鳥取県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中鳥取県税条例第43条の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(法人の県民税の申告納付)</p> <p>第43条 県民税を申告すべき法人は、法第53条の規定により、同条第1項、第2項、<u>第31項、第34項及び第35項</u>の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 法第53条第1項、<u>第31項及び第35項の規定により</u>申告書を提出すべき法人は、当該申告書（同条第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、前項の規定により申告書を提出し、及びその申告した税額を納付することができる。</p> <p>3 法人税法第71条第1項若しくは同法第144条の<u>3第1項の規定により</u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定により申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその事業年度開始の日から<u>6月経過日（法第53条第2項に規定する6月経過日をいう。以下この項において同じ。）の前日までの期間中において県内に当該法人の寮等のみが所在する場合は、第1項（法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項に係る部分に限る。）又は法第53条第2項の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該事業年度開始の日から6月経過日の前日までの期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。</u></p> <p>4 特定法人（法第53条第66項に規定する特定法人をいう。）である内国法人（法第23条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下同じ。）は、第1項の規定にかかわらず、法第53条第65項に規定する方法により同項の申告を行わなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 前項の申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類とは、それぞれ法第53条第65項に規定する申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類をいう。</p>	<p>(法人の県民税の申告納付)</p> <p>第43条 県民税を申告すべき法人は、法第53条の規定によつて、同条第1項、第2項、<u>第4項、第19項、第22項及び第23項</u>の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 法第53条第1項、<u>第4項、第19項及び第23項の規定によつて</u>申告書を提出すべき法人は、当該申告書（同条第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、前項の規定によつて申告書を提出し、及びその申告した税額を納付することができる。</p> <p>3 法人税法第71条第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定によつて申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその<u>連結事業年度（法人税法第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下この項、第53条の20及び第61条第3項において同じ。）</u>開始の日から<u>6月</u>の期間中において県内に当該法人の寮等のみが所在する場合は、第1項（法人税法第71条第1項<u>及び</u>法第53条第2項に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該<u>連結事業年度</u>開始の日から<u>6月</u>の期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。</p> <p>4 特定法人（法第53条第47項に規定する特定法人をいう。）である内国法人（法第23条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下同じ。）は、第1項の規定にかかわらず、法第53条第46項に規定する方法により同項の申告を行わなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 前項の申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類とは、それぞれ法第53条第46項に規定する申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類をいう。</p>

第5条 鳥取県税条例等の一部を改正する条例（令和3年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中鳥取県税条例第54条、第56条及び第58条の改正規定を次のように改める。

改正後			改正前		
<p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。</p>			<p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。</p>		
事業	額		事業	額	
(1) (2)、 (3)及び (4)に掲げる事業以外の事業	略		(1) (2)及び(3)に掲げる事業以外の事業	略	
	イ	略	イ	略	略
	<p>法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、特別法人（<u>法第72条の24の7第7項</u>に規定する特別法人をいう。以下この節において同じ。） 、 法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、同条第1項第1号ロに規定する投資法人、同号ロに規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。） 及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のも</p>		<p>法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、特別法人（<u>法第72条の24の7第6項</u>に規定する特別法人をいう。以下この節において同じ。） 、 法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、同条第1項第1号ロに規定する投資法人、同号ロに規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。） 及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のも</p>		

	の又は資本若しくは出資を有しないもの（以下この節において「外形標準課税対象外法人」という。）			の又は資本若しくは出資を有しないもの（以下この節において「外形標準課税対象外法人」という。）			
(2) 電気供給業（(3)に掲げる事業を除く。）、 <u>導管ガス供給業</u> （法第72条の2第1項第2号に規定する <u>導管ガス供給業</u> をいう。以下この節において同じ。）及び保険業（貿易保険の事業を含む。以下この節において同じ。）	略			(2) 電気供給業（(3)に掲げる事業を除く。）、 <u>ガス供給業</u> （法第72条の2第1項第2号に規定する <u>ガス供給業</u> をいう。以下この節において同じ。）及び保険業（貿易保険の事業を含む。以下この節において同じ。）	略		
(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。）、 <u>発電事業等</u> （同号に規定する発電事業等をいう。以下こ	略	イ 外形標準課税対象外法人	収入割及び所得割額の合算額	(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。）、 <u>及び発電事業等</u> （同号に規定する発電事業等をいう。以下こ	略	イ 外形標準課税対象外法人	収入割及び所得割額の合算額

<p>の節において同じ。) <u>及び特定卸供給事業</u> (同号に規定する<u>特定卸供給事業</u>をいう。以下この節において同じ。)</p>			<p>の節において同じ。)</p>		
<p>(4) 特定ガス供給業 (法第72条の2第1項第4号に規定する特定ガス供給業をいう。以下この節において同じ。)</p>	<p>収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額</p>				
<p>2～5 略</p>			<p>2～5 略</p>		
<p>(法人の区分経理の義務)</p>			<p>(法人の区分経理の義務)</p>		
<p>第56条 略</p>			<p>第56条 略</p>		
<p>2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上のものを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、事業に関する経理を当該区分ごとに行わなければならない。</p>			<p>2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上のものを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、事業に関する経理を当該区分ごとに行わなければならない。</p>		
<p>(1) <u>次号から第4号までに掲げる事業以外の事業</u></p>			<p>(1) <u>次号及び第3号に掲げる事業以外の事業</u></p>		
<p>(2) <u>電気供給業</u> (次号に掲げる事業を除く。)、<u>導管ガス供給業及び保険業</u></p>			<p>(2) <u>電気供給業</u> (次号に掲げる事業を除く。)、<u>ガス供給業、保険業及び貿易保険業</u></p>		
<p>(3) <u>電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業</u></p>			<p>(3) <u>電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等</u></p>		
<p>(4) <u>特定ガス供給業</u></p>					
<p>(法人の事業税の税率)</p>			<p>(法人の事業税の税率)</p>		
<p>第58条 略</p>			<p>第58条 略</p>		
<p>2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計</p>			<p>2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計</p>		

額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2)、 <u>(3)</u> 及び <u>(4)</u> に掲げ る事業以外 の事業	外形標準 課税対象 法人(受 託法人 (法第72 条の2の 2第3項 に規定す る受託法 人をいう。以下 この条に おいて同 じ。)を 除く。次 項におい て 同 じ。)	略	100分の 1
	略	略	略
(2) 電気供 給業((3) に掲げる事 業を除く。)、 <u>導 管ガス供給 業及び保険 業</u>	電気供給 業(小売 電気事業 等、 <u>発電 事業等及 び特定卸 供給事業</u> を除く。)、 <u>導管ガス 供給業及 び保険業</u> を行う法 人	略	略
(3) 電気供 給業のうち	略	略	略
	外形標準	略	略

額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2)及 <u>び(3)</u> に掲 げる事業以 外の事業	外形標準 課税対象 法人(受 託法人 (法第72 条の2の 2第3項 に規定す る受託法 人をいう。以下 この条に おいて同 じ。)を 除く。次 項におい て 同 じ。)	略	略
		各事業 年度の 所得の うち年 400万円 以下の 金額	100分の 0.4
		各事業 年度の 所得の うち年 400万円 を超え 年800万 円以下 の金額	100分の 0.7
(2) 電気供 給業((3) に掲げる事 業を除く。)、 <u>ガ ス供給業及 び保険業</u>	電気供給 業(小売 電気事業 等及び <u>発 電事業等</u> を除く。)、 <u>ガス供給 業及び保 険業</u> を行 う法人	略	略
		略	略
(3) 電気供 給業のうち	略	略	略
	外形標準	略	略

小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業	課税対象 外法人	各事業 年度の 所得	100分の 1.85
(4) 特定ガス供給業	特定ガス供給業を行う法人	各事業 年度の 収入金額	100分の 0.48
		各事業 年度の 付加価値額	100分の 0.77
		各事業 年度の 資本金等の額	100分の 0.32

小売電気事業等及び発電事業等	課税対象 外法人	各事業 年度の 所得の 金額	100分の 1.85
----------------	-------------	-------------------------	---------------

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの（外形標準課税対象法人を除く。）及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額とする。

法人	金額	税率
特別法人	各事業年度の所得	100分の 4.9
特別法人以外の法人	略	

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
----	----	----

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額（外形標準課税対象法人にあっては、その合計額）とする。

法人	金額	税率
外形標準課税対象法人	各事業年度の付加価値額	100分の 1.2
	各事業年度の資本金等の額	100分の 0.5
	各事業年度の所得	100分の 1
特別法人	各事業年度の所得	100分の 4.9
その他の法人	略	

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
----	----	----

(1) (2)、(3)及び(4)に掲げる事業以外の事業	略		(1) (2)及び(3)に掲げる事業以外の事業	略	
(2) 電気供給業((3)に掲げる事業を除く。)、 <u>導管ガス供給業</u> 及び保険業	略		(2) 電気供給業((3)に掲げる事業を除く。)、 <u>ガス供給業</u> 及び保険業	略	
(3) 電気供給業のうち小売電気事業等、 <u>発電事業等</u> 及び <u>特定卸供給事業</u>	略		(3) 電気供給業のうち小売電気事業等 <u>及び発電事業等</u>	略	
(4) 特定ガス供給業	各事業年度の所得	100分の1.85	各事業年度の所得の金額	100分の1.85	
	各事業年度の収入金額	100分の0.48			
	各事業年度の付加価値額	100分の0.77			
	各事業年度の資本金等の額	100分の0.32			
5 略			5 略		

附則第3条を次のように改める。

(法人の事業税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、第2条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下この条において「4年新条例」という。）の規定は、4年新条例の施行の日（以下この条において「4年新条例施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、4年新条例施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 4年新条例第54条第1項、第56条第2項並びに第58条第2項及び第4項の規定（これらの規定中特定卸供給事業に係る部分を除く。）は、4年新条例施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、4年新条例施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(鳥取県税条例の一部を改正する条例（令和2年鳥取県条例第8号）附則第5条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1条第3号に掲げる規定による改正前の鳥取県税条例の一部改正)

第6条 鳥取県税条例の一部を改正する条例（令和2年鳥取県条例第8号）附則第5条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1条第3号に掲げる規定による改正前の鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
(事業税の納税義務者等) 第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額	(事業税の納税義務者等) 第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額

によって、その事業を行う法人に課する。

事業	額	
(1) (2)、 <u>(3)及び</u> <u>(4)</u> に掲げ る事業以外 の事業	略	略
	イ 法第72条の4 第1項各号に掲 げる法人、法第 72条の5第1項 各号に掲げる法 人、特別法人 (<u>法第72条の24</u> <u>の7第7項</u> に規 定する特別法人 をいう。以下こ の節において同 じ。)、法第72 条の2第4項に 規定する人格の ない社団等、同 条第5項に規定 するみなし課税 法人、同条第1 項第1号ロに規 定する投資法 人、同号ロに規 定する特定目的 会社並びに一般 社団法人(非営 利型法人(法人 税法第2条第9 号の2に規定す る非営利型法人 をいう。以下こ の号において同 じ。)に該当す るものを除 く。)及び一般 財団法人(非営 利型法人に該当 するものを除 く。)並びにこ れらの法人以外 の法人で資本金 の額若しくは出 資金の額が1億 円以下のもの又	略

によって、その事業を行う法人に課する。

事業	額	
(1) (2)及 <u>び(3)</u> に掲 げる事業以 外の事業	略	略
	イ 法第72条の4 第1項各号に掲 げる法人、法第 72条の5第1項 各号に掲げる法 人、特別法人 (<u>法第72条の24</u> <u>の7第6項</u> に規 定する特別法人 をいう。以下こ の節において同 じ。)、法第72 条の2第4項に 規定する人格の ない社団等、同 条第5項に規定 するみなし課税 法人、同条第1 項第1号ロに規 定する投資法 人、同号ロに規 定する特定目的 会社並びに一般 社団法人(非営 利型法人(法人 税法第2条第9 号の2に規定す る非営利型法人 をいう。以下こ の号において同 じ。)に該当す るものを除 く。)及び一般 財団法人(非営 利型法人に該当 するものを除 く。)並びにこ れらの法人以外 の法人で資本金 の額若しくは出 資金の額が1億 円以下のもの又	略

	は資本若しくは出資を有しないもの（以下この節において「外形標準課税対象外法人」という。）				は資本若しくは出資を有しないもの（以下この節において「外形標準課税対象外法人」という。）		
(2) 電気供給業（(3)に掲げる事業を除く。）、 <u>導管ガス供給業</u> （法第72条の2第1項第2号に規定する <u>導管ガス供給業</u> をいう。以下この節において同じ。）及び保険業（貿易保険の事業を含む。以下この節において同じ。）	略			(2) 電気供給業（(3)に掲げる事業を除く。）、 <u>ガス供給業</u> （法第72条の2第1項第2号に規定する <u>ガス供給業</u> をいう。以下この節において同じ。）及び保険業（貿易保険の事業を含む。以下この節において同じ。）	略		
(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。）、 <u>発電事業等</u> （同号に規定する発電事業等をい	イ 外形標準課税対象外法人	収入割及び所得割額の合算額		(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。）及び <u>発電事業等</u> （同号に規定する発電事業等をい	イ 外形標準課税対象外法人	収入割及び所得割額の合算額	

<p>う。以下この節において同じ。) <u>及び特定卸供給事業</u> (同号に規定する<u>特定卸供給事業</u>をいう。以下この節において同じ。)</p>			<p>う。以下この節において同じ。)</p>		
<p>(4) 特定ガス供給業 (法第72条の2第1項第4号に規定する特定ガス供給業をいう。以下この節において同じ。)</p>	<p>収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額</p>				
<p>2～5 略</p>			<p>2～5 略</p>		
<p>(法人の区分経理の義務)</p>			<p>(法人の区分経理の義務)</p>		
<p>第56条 略</p>			<p>第56条 略</p>		
<p>2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上のものを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、事業に関する経理を当該区分ごとに行わなければならない。</p>			<p>2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上のものを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、事業に関する経理を当該区分ごとに行わなければならない。</p>		
<p>(1) 次号から第4号までに掲げる事業以外の事業</p>			<p>(1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業</p>		
<p>(2) 電気供給業 (次号に掲げる事業を除く。)、<u>導管ガス供給業及び保険業</u></p>			<p>(2) 電気供給業 (次号に掲げる事業を除く。)、<u>ガス供給業、保険業及び貿易保険業</u></p>		
<p>(3) 電気供給業のうち、<u>小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業</u></p>			<p>(3) 電気供給業のうち、<u>小売電気事業等及び発電事業等</u></p>		
<p>(4) <u>特定ガス供給業</u></p>					
<p>(法人の事業税の税率)</p>			<p>(法人の事業税の税率)</p>		
<p>第58条 略</p>			<p>第58条 略</p>		
<p>2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表</p>			<p>2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表</p>		

の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2)、 (3)及び (4)に掲げ る事業以外 の事業	外形標準 課税対象 法人(受 託法人 (法第72 条の2の 2第3項 に規定す る受託法 人をいう。以下 この条に おいて同 じ。)を 除く。次 項におい て 同 じ。)	略	100分の 1
	略	略	略
(2) 電気供 給業((3) に掲げる事 業を除く。)、 <u>導 管ガス供給 業及び保険 業</u>	電気供給 業(小売 電気事業 等、 <u>発電 事業等及 び特定卸 供給事業</u> を除く。)、 <u>導管ガス 供給業及 び保険業</u> を行う法 人	略	略
(3) 電気供 給業のうち 小売電気事 業等、 <u>発電 事業等及び</u>	略	略	略
	外形標準 課税対象 外法人	略	100分の 1.85

の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2)及 び(3)に掲 げる事業以 外の事業	外形標準 課税対象 法人(受 託法人 (法第72 条の2の 2第3項 に規定す る受託法 人をいう。以下 この条に おいて同 じ。)を 除く。次 項におい て 同 じ。)	略	略
		各事業年 度の所得 のうち年 400万円 以下の金 額	100分の 0.4
		各事業年 度の所得 のうち年 400万円 を超え年 800万円 以下の金 額	100分の 0.7
(2) 電気供 給業((3) に掲げる事 業を除く。)、 <u>ガ ス供給業及 び保険業</u>	電気供給 業(小売 電気事業 等及び <u>発 電事業等</u> を除く。)、 <u>ガス供給 業及び保 険業</u> を行 う法人	略	略
		略	略
(3) 電気供 給業のうち 小売電気事 業等及び <u>発 電事業等</u>	略	略	略
		外形標準 課税対象 外法人	100分の 1.85

特定卸供給事業			
(4) 特定ガス供給業	特定ガス供給業を行う法人	各事業年度の収入金額	100分の0.48
		各事業年度の付加価値額	100分の0.77
		各事業年度の資本金等の額	100分の0.32

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの（外形標準課税対象法人を除く。）及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額とする。

法人	金額	税率
特別法人	各事業年度の所得	100分の4.9
特別法人以外の法人	略	

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2)、(3)及び(4)に掲げる事業以外の事業	略	
(2) 電気供給業((3)に掲げる	略	

--	--	--	--

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額（外形標準課税対象法人にあっては、その合計額）とする。

法人	金額	税率
外形標準課税対象法人	各事業年度の付加価値額	100分の1.2
	各事業年度の資本金等の額	100分の0.5
	各事業年度の所得	100分の1
特別法人	各事業年度の所得	100分の4.9
その他の法人	略	

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2)及び(3)に掲げる事業以外の事業	略	
(2) 電気供給業((3)に掲げる	略	

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業を除く。)、<u>導管ガス供給業</u>及び保険業</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 電気供給業のうち小売電気事業等、<u>発電事業等及び特定卸供給事業</u></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得</td> <td>100分の1.85</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(4) 特定ガス供給業</td> <td>各事業年度の収入金額</td> <td>100分の0.48</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の付加価値額</td> <td>100分の0.77</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の資本金等の額</td> <td>100分の0.32</td> </tr> </table> <p>5 略</p>	事業を除く。)、 <u>導管ガス供給業</u> 及び保険業			(3) 電気供給業のうち小売電気事業等、 <u>発電事業等及び特定卸供給事業</u>	略		各事業年度の所得	100分の1.85	(4) 特定ガス供給業	各事業年度の収入金額	100分の0.48	各事業年度の付加価値額	100分の0.77	各事業年度の資本金等の額	100分の0.32	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業を除く。)、<u>ガス供給業</u>及び保険業</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 電気供給業のうち小売電気事業等<u>及び発電事業等</u></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得の金額</td> <td>100分の1.85</td> </tr> </table> <p>5 略</p>	事業を除く。)、 <u>ガス供給業</u> 及び保険業			(3) 電気供給業のうち小売電気事業等 <u>及び発電事業等</u>	略		各事業年度の所得の金額	100分の1.85
事業を除く。)、 <u>導管ガス供給業</u> 及び保険業																								
(3) 電気供給業のうち小売電気事業等、 <u>発電事業等及び特定卸供給事業</u>	略																							
	各事業年度の所得	100分の1.85																						
(4) 特定ガス供給業	各事業年度の収入金額	100分の0.48																						
	各事業年度の付加価値額	100分の0.77																						
	各事業年度の資本金等の額	100分の0.32																						
事業を除く。)、 <u>ガス供給業</u> 及び保険業																								
(3) 電気供給業のうち小売電気事業等 <u>及び発電事業等</u>	略																							
	各事業年度の所得の金額	100分の1.85																						

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条及び第5条の規定 公布の日
- (2) 第2条及び次条の規定 令和5年1月1日
- (3) 第3条及び附則第4条第2項の規定 令和5年4月1日
- (4) 第1条中鳥取県税条例第88条第3項の改正規定 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

(個人の県民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例第24条の3の規定は、令和5年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和4年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 納税義務者が令和4年1月1日前に所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における第2条の規定による改正前の鳥取県税条例（以下この項において「旧条例」という。）第24条の3第3項の規定において読み替えて適用する旧条例第24条の3第2項の規定による控除は、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、第6条の規定による改正後の鳥取県税条例の一部を改正する条例（令和2年鳥取県条例第8号）附則第5条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1条第3号に掲げる規定による改正前の鳥取県税条例（次項において「新令和2年改正前鳥取県税条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び次条第1項において「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

- 2 新令和2年改正前鳥取県税条例第54条第1項、第56条第2項並びに第58条第2項及び第4項の規定（これらの規定中特定卸供給事業に係る部分を除く。）は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第4条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- 2 第3条の規定による改正後の鳥取県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、令和5年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和4年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和3年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（規則への委任）

第6条 第208回国会において地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号）が原案どおり成立しない場合における鳥取県税条例の規定の適用に関し必要な事項その他この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第6号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から<u>20年</u>以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>6万円</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から<u>9年</u>以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>4万5,000円</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第7号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 育児休業法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求をした時点において次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア <u>1週間の勤務日の日数が3日以上である非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日の日数が121日以上であるもの</u></p> <p>イ 略</p> <p>2 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 育児休業法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求をした時点において次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア <u>職員</u>（1週間の勤務日の日数が3日以上である<u>職員</u>又は週以外の期間によって勤務日が定められている<u>職員</u>で1年間の勤務日の日数が121日以上である<u>職員</u>に限る。<u>第19条第2号において同じ。</u>）として引き続き在職した期間が<u>1年以上である非常勤職員</u></p> <p>イ 略</p> <p>2 略</p>
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業法第19条第1項の規定による請求をした時点において次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（短時間勤務職員を除く。次条及び第21条において同じ。）</p> <p>ア <u>1週間の勤務日の日数が3日以上である非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日の日数が121日以上であるもの</u></p> <p>イ 略</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業法第19条第1項の規定による請求をした時点において次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（短時間勤務職員を除く。次条及び第21条において同じ。）</p> <p>ア <u>職員として引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>イ 略</p>
<p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> <p>第23条 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産した</u></p>	

ことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(人事委員会規則への委任)

第25条 略

(人事委員会規則への委任)

第23条 略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第8号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,824人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,814人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,221人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,020人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>52人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,028人</u></p> <p>2 略</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,821人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,811人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,230人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,029人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>54人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,019人</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第9号

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～ソ 略</p> <p>タ <u>一般財団法人救急振興財団</u></p> <p>チ <u>一般財団法人自治体衛星通信機構</u></p> <p>ツ 略</p> <p>テ <u>一般財団法人地域活性化センター</u></p> <p>ト <u>一般財団法人地域総合整備財団</u></p> <p>ナ <u>一般財団法人地域創造</u></p> <p>ニ <u>一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会</u></p> <p>ヌ 略</p> <p>ネ 略</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～ソ 略</p> <p>タ 略</p> <p>チ 略</p> <p>ツ 略</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第10号

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県スポーツ審議会	鳥取県スポーツ審議会条例（平成24年鳥取県条例第6号）第2条第1項に規定する事項	鳥取県スポーツ審議会	鳥取県スポーツ審議会条例（平成24年鳥取県条例第6号）第2条第1項に規定する事項
		2020東京オリンピック・パラリンピック	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手の育成、合宿の誘致その他の関連事業に関する事項
略		委員会	
		略	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県立高等学校農林水産人材育成事業運営指導委員会	高等学校における農林水産業分野の人材育成に関する事項	鳥取県立高等学校農林水産人材育成事業運営指導委員会	高等学校における農林水産業分野の人材育成に関する事項
		鳥取県立学校	県立学校の教育活動その他の学校運営の評価に関する事項
		学校関係者評価委員会	
		鳥取県立学校	県立学校の運営に関する事項
		学校評議員会	
略		略	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第11号

鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県民生委員定数条例（平成25年鳥取県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>米子市</td> <td style="text-align: center;"><u>345人</u></td> </tr> <tr> <td>倉吉市</td> <td style="text-align: center;"><u>170人</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>八頭郡八頭町</td> <td style="text-align: center;"><u>69人</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東伯郡湯梨浜町</td> <td style="text-align: center;"><u>50人</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西伯郡南部町</td> <td style="text-align: center;"><u>36人</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	米子市	<u>345人</u>	倉吉市	<u>170人</u>	略		八頭郡八頭町	<u>69人</u>	略		東伯郡湯梨浜町	<u>50人</u>	略		西伯郡南部町	<u>36人</u>	略		<p>民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>米子市</td> <td style="text-align: center;"><u>338人</u></td> </tr> <tr> <td>倉吉市</td> <td style="text-align: center;"><u>167人</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>八頭郡八頭町</td> <td style="text-align: center;"><u>68人</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東伯郡湯梨浜町</td> <td style="text-align: center;"><u>49人</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西伯郡南部町</td> <td style="text-align: center;"><u>35人</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	米子市	<u>338人</u>	倉吉市	<u>167人</u>	略		八頭郡八頭町	<u>68人</u>	略		東伯郡湯梨浜町	<u>49人</u>	略		西伯郡南部町	<u>35人</u>	略	
米子市	<u>345人</u>																																				
倉吉市	<u>170人</u>																																				
略																																					
八頭郡八頭町	<u>69人</u>																																				
略																																					
東伯郡湯梨浜町	<u>50人</u>																																				
略																																					
西伯郡南部町	<u>36人</u>																																				
略																																					
米子市	<u>338人</u>																																				
倉吉市	<u>167人</u>																																				
略																																					
八頭郡八頭町	<u>68人</u>																																				
略																																					
東伯郡湯梨浜町	<u>49人</u>																																				
略																																					
西伯郡南部町	<u>35人</u>																																				
略																																					

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第12号

鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例

鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事前調査結果の説明等)</p> <p>第6条の3 解体等工事の元請業者は、<u>法第18条の15第1項各号に掲げる事項を下請負人に説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が県届出対象特定工事に該当するときは、規則で定めるところにより、石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等の構造</u>その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について<u>発注者及び下請負人に対して説明しなければならない。</u></p>	<p>(事前調査結果の説明等)</p> <p>第6条の3 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が次に掲げる工事に該当するときは、規則で定めるところにより、<u>当該解体等工事の発注者及び下請負人に対し、それぞれに定める事項</u>その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。</p> <p>(1) <u>次条第1項に規定する報告対象工事</u> <u>同項第3号から第5号までに掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>県届出対象特定工事</u> <u>石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等の構造</u></p>
<p>(事前調査結果の報告)</p> <p>第6条の4 吹付け石綿が使用されている可能性の高い建築物等として規則で定めるものを解体する作業を伴う建設工事（以下「報告対象工事」という。）の元請業者又は自主施工者は、当該作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 報告対象工事の<u>発注者</u>の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 前項ただし書の場合において、当該報告対象工事の元請業者又は自主施工者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(事前調査結果の報告)</p> <p>第6条の4 吹付け石綿が使用されている可能性の高い建築物等として規則で定めるものを解体する作業を伴う建設工事（以下「報告対象工事」という。）の<u>発注者</u>又は自主施工者は、当該作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 報告対象工事を<u>施工する者</u>の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 前項ただし書の場合において、当該報告対象工事の<u>発注者</u>又は自主施工者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>3 略</p>

(解体等作業の一時停止等)

第6条の5 知事は、法第18条の15第3項若しくは第4項の規定による記録の保存又は前条第1項の規定による報告を行わないで解体等工事が施工されていると認めるときは、元請業者若しくは下請負人又は自主施工者に対し、期限を定めて、解体等作業を一時停止し、法第18条の15第3項若しくは第4項の規定による記録の保存をし、又は前条第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで解体等作業を行っているときは、期限を定めて、当該解体等作業を一時停止し、法第18条の15第3項若しくは第4項の規定による記録の保存をし、又は前条第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう命ずることができる。

3 略

(作業終了等の報告)

第10条の2 前条の届出をした者は、特定粉じん排出等作業の終了後、規則で定めるところにより、石綿含有材料等の処理の状況を知事に報告しなければならない。この場合において、元請業者又は下請負人が報告を行うときは、当該特定工事に係る法第18条の23第1項の規定による特定工事の発注者への報告に係る報告書の写しを知事に提出しなければならない。

2 下請負人が前項の報告をする場合は、元請業者は、同項後段の報告書の写しを下請負人に交付しなければならない。

(立入検査等)

第11条 知事は、法第26条第1項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、建築物等の所有者等、解体等工事の発注者、元請業者若しくは下請負人若しくは自主施工者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物等若しくは解体等工事の場所、営業所、事業所その他の事業場に立ち入り、その建築物等、書類その他の物件を検査させることができる。

(1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必

(解体等作業の一時停止等)

第6条の5 知事は、法第18条の15第3項若しくは第4項の規定による記録の保存又は前条第1項の規定による報告を行わないで解体等工事が施工されていると認めるときは、元請業者若しくは下請負人又は自主施工者に対し、期限を定めて、解体等作業を一時停止し、法第18条の15第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで解体等作業を行っているときは、期限を定めて、当該解体等作業を一時停止し、法第18条の15第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう命ずることができる。

3 略

(作業終了等の報告)

第10条の2 前条の届出をした者は、特定粉じん排出等作業の終了後、規則で定めるところにより、石綿含有材料等の処理の状況を知事に報告しなければならない。この場合において、当該届出をした者が法第18条の23第1項の規定による特定工事の発注者への報告を行うべき者であるときは、当該特定工事の発注者への報告に係る報告書の写しを知事に提出しなければならない。

(立入検査等)

第11条 知事は、法第26条第1項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、建築物等の所有者等、解体等工事の発注者、元請業者若しくは下請負人若しくは自主施工者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物等若しくは解体等工事の場所、営業所、事業所その他の事業場に立ち入り、その建築物等、書類その他の物件を検査させることができる。

(1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必

要があると認めるとき。 ア～ウ 略 エ <u>第10条の2第1項</u> の規定による報告 オ 略 (2)・(3) 略 2・3 略	要があると認めるとき。 ア～ウ 略 エ <u>第10条の2</u> の規定による報告 オ 略 (2)・(3) 略 2・3 略
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県石綿健康被害防止条例（以下「新条例」という。）第6条の3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する解体等工事について適用する。

3 新条例第6条の4の規定は、施行日から起算して14日を経過する日以後に着手する建設工事（改正前の鳥取県石綿健康被害防止条例第6条の4第1項若しくは第2項の規定による報告がされた報告対象工事であって、同日前に着手していないもの（以下この項において「報告等がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した建設工事（報告等がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

5 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
10の2 鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(12) 略 (13) <u>第10条の2第1項</u> の規定による石綿含有材料等の処理の状況の報告等の受理 (14)～(18) 略	鳥取市	10の2 鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(12) 略 (13) <u>第10条の2</u> の規定による石綿含有材料等の処理の状況の報告等の受理 (14)～(18) 略	鳥取市
略		略	

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第13号

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 車いすが利用しやすい施設の整備（第25条 <u>一第28条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第29条一第31条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（情報の収集及び提供等）</p> <p>第9条 略</p> <p><u>2 前項の情報の提供を行うに当たっては、県、市町村及び事業者が緊密な連携を図るとともに、県民が当該情報を迅速かつ容易に得られる環境を整備するため、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。）の活用を努めるものとする。</u></p> <p>（推進体制の整備）</p> <p>第11条 略</p> <p><u>2 市町村は、事業者及び市町村民と一体となって、地域の実情を踏まえた福祉のまちづくりの推進体制を整備し、その実現を図るよう努めるものとする。</u></p> <p><u>3 県は、前項の推進体制の整備に関して、助言その他の必要な協力を行うものとする。</u></p> <p>（特別特定建築物の追加）</p> <p>第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設（令第5条第11号に掲げるもの及び専ら従業員の福利厚生のために使用されるもので規則で定めるものを除く。<u>以下「特定運動施設」という。</u>）</p> <p>(6) 略</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 車いすが利用しやすい施設の整備（第25条 <u>・第26条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第27条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（情報の収集及び提供）</p> <p>第9条 略</p> <p>（推進体制の整備）</p> <p>第11条 略</p> <p>（特別特定建築物の追加）</p> <p>第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 体育館、水泳場、<u>ボーリング場</u>その他これらに類する運動施設（令第5条第11号に掲げるもの及び専ら従業員の福利厚生のために使用されるもので規則で定めるものを除く。）</p> <p>(6) 略</p>

(建築の規模の引下げ)

第14条 法第14条第3項の条例で定める建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。)の規模は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模(当該規模に満たない特別特定建築物の建築(以下この条において「小規模建築」という。)をする場合において、当該特別特定建築物の床面積(増築若しくは改築又は用途の変更(以下「増築等」という。))の場合にあつては、当該増築等に係る部分(耐震改修により増加する部分を除く。)の床面積。以下同じ。)の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物(公衆便所を除く。)の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模)とする。ただし、次の各号に掲げる建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、当該各号に掲げる建築物移動等円滑化基準は、適用しない。

(1) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル未満の建築物 令第18条第2項第1号に定める基準(他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。)

(2) 床面積の合計が200平方メートル未満の建築物 次に掲げる基準

ア 令第18条第2項第1号、第3号、第4号及び第7号(これらの規定を令第25条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準

イ 主たる出入口に係る令第18条第2項第2号イ

(建築の規模の引下げ)

第14条 法第14条第3項の条例で定める建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。)の規模は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模(当該規模に満たない特別特定建築物の建築(以下この条において「小規模建築」という。)をする場合において、当該特別特定建築物の床面積(増築若しくは改築又は用途の変更(以下「増築等」という。))の場合にあつては、当該増築等に係る部分(耐震改修により増加する部分を除く。)の床面積。以下同じ。)の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物(公衆便所を除く。)の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模)とする。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、建築物移動等円滑化基準のうち次に掲げるものは、適用しない。

(1) 令第18条第2項第1号、第3号、第4号及び第7号(これらの規定を令第25条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準

(2) 主たる出入口に係る令第18条第2項第2号イ(令第25条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準(幅70センチメートルを超える部分に限る。)

(3) 便所の出入口に係る令第18条第2項第2号(令第25条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準

(令第25条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準(幅70センチメートルを超える部分に限る。)

ウ 便所の出入口に係る令第18条第2項第2号(令第25条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準

(廊下、階段及び傾斜路)

第16条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等の下端近接部分(階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。))の下端に近接する部分をいう。以下同じ。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

2・3 略

4 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段には、両側に手すりを設けること。

5 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等、階段及び傾斜路は、照明設備の設置その他の方法により利用に支障が生じないよう必要な照度を確保するとともに、床面、壁面及び出入口戸(出入口に設ける戸。以下同じ。)は、相互に色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること(相互に近接する部分の色の明度、色相又は彩度の差を大きくすることを含む。))により、それらの存在を容易に識別できるものとする。

(便所)

第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 小便器を設ける場合は、そのうち1以上の周

(廊下、階段及び傾斜路)

第16条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等の下端近接部分(階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。))の下端に近接する部分をいう。以下同じ。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

2・3 略

(便所)

第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 小便器を設ける場合は、そのうち1以上の周

<p><u>囲に手すりを設け、当該小便器を設ける便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</u></p> <p>(5) <u>別表第3に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が1,000平方メートル以上のものに限る。）の建築をする場合は、火災の発生を光で報知する警報装置を設けること。ただし、ホテルの客室に設けられる便所については、この限りでない。</u></p> <p>(6) <u>照明設備の設置その他の方法により利用に支障が生じないよう必要な照度を確保するとともに、床面、壁面並びに便所及び便房の出入口戸は、相互に色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること（相互に近接する部分の色の明度、色相又は彩度の差を大きくすることを含む。）により、それらの存在を容易に識別できるものとする</u><u>こと。</u></p> <p>2 前項の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>別表第4の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他におむつの交換ができる場所を設ける場合は、この限りでない。</u></p> <p>(3) <u>別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、車いす使用者用便房とは別に次に掲げる設備をいずれも1以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>(4) <u>別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、車いす使用者用簡易型便房（車いす使用者用便房とは別に次に掲げる措置を講じた車いす使用者が利用可能な便房をいう。）を1以上設けること。</u></p> <p>ア <u>車いす使用者が利用できる腰掛便座、手すりその他の設備を適切に設けること。</u></p> <p>イ <u>当該便房までの便所内の通路は、車いすの転回に支障のない構造とし、階段又は段を設けないこと。</u></p> <p>ウ <u>当該便房が設置されている便所の出入口にそ</u></p>	<p><u>囲に手すりを設けること。</u></p> <p>2 前項の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他におむつの交換ができる場所を設ける場合は、この限りでない。</u></p> <p>(3) <u>別表第4の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、次に掲げる設備をいずれも1以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。</u></p> <p>ア・イ 略</p>
---	---

<p><u>の旨の表示を行うこと。</u></p> <p><u>エ 利用居室から当該便房までの経路のうち1以上を移動等円滑化経路とすること。</u></p> <p><u>オ 当該便房の出入口戸は、引き戸、折れ戸その他車いす使用者の利用に配慮したものとすること。</u></p> <p><u>カ 次項第1号の大便器洗浄装置を設けること。</u></p> <p>3 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>別表第6</u>の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設け、当該便房及びその設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。</p> <p><u>4 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、令第14条第1項第2号の規定により水洗器具(第2項第3号イの規定により設ける水洗器具を除く。)を設けるときは、当該水洗器具と便器は別のものとしなければならない。</u></p> <p><u>(1) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署</u></p> <p><u>(2) 公衆便所</u></p> <p><u>(3) 床面積の合計が1,000平方メートル以上である特別特定建築物</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p>(駐車場)</p> <p>第18条の2 略</p> <p>2 次に掲げる場合は、1以上の車いす使用者用駐車施設に、乗降の際の降雨及び降雪の影響を少なくできる屋根を設けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上である特別特定建築物の建築をする場合</u></p> <p><u>(浴室等)</u></p> <p><u>第18条の3 別表第7の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、浴室等(車いす使用者用客室に設けられるものを除く。)を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げる</u></p>	<p>3 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>別表第5</u>の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設け、当該便房及びその設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。</p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p>(駐車場)</p> <p>第18条の2 略</p> <p>2 次に掲げる場合は、1以上の車いす使用者用駐車施設に、乗降の際の降雨及び降雪の影響を少なくできる屋根を設けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上である特別特定建築物の建築をする場合</u></p>
--	---

ものでなければならない。

- (1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げるこ
と。
- (2) 浴槽及びシャワーを利用するための区画内
に、手すりを適切に設けること。
- (3) 洗い場又はシャワーに、レバー式その他高齢
者、障害者等が容易に使用できる方式の水栓を設
けることとし、当該水栓は、自動温度調節器付き
混合水栓として温水の混合操作を容易にするとと
もに、当該自動温度調節器には適切な温度の個所
に認知しやすい印を付けること。
- (4) 浴室内には、浴室用車いす、シャワーチェア
その他の車いす使用者が円滑に入浴を行うことが
できる設備又は備品を1以上設置すること。
- (5) 浴室内には、車いす使用者が円滑に利用でき
る空間を確保すること。
- (6) 浴室内には、通行の際に支障となる段を設け
ないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその
他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
- (7) 廊下から浴槽までの経路のうち1以上につい
て、当該経路を構成する出入口の戸を、自動的に
開閉する構造である戸又は引き戸とし、その幅は
80センチメートル以上とすること。
- (8) 更衣を行うための設備又はシャワーを利用す
るための設備を設ける場合は、それぞれ1以上の
出入口の幅を80センチメートル以上とすること。

(移動等円滑化経路)

第19条 地上階又はその直上階若しくは直下階のみに
利用居室を設ける場合には、道等（令第18条第3項
に規定する場合にあっては、建築物の車寄せ。以下
同じ。）から当該利用居室までの経路のうち1以上
を、移動等円滑化経路にしなければならない。ただ
し、床面積の合計が500平方メートルに満たない特別
特定建築物については、次の各号のいずれにも該当
するときは、令第18条第2項第1号に定める基準
（他の階への移動を行うための通路に係る部分に限
る。）は適用しない。

- (1) 地上階の直上階又は直下階に設ける利用居室
において提供されるサービスを地上階に設ける利
用居室においても提供できること。
- (2) 建築物に車いす使用者用便房を設ける場合
は、当該車いす使用者用便房を地上階に設けるこ
と。
- (3) 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施

(移動等円滑化経路)

第19条 地上階又はその直上階若しくは直下階のみに
利用居室を設ける場合には、道等（令第18条第3項
に規定する場合にあっては、建築物の車寄せ。以下
同じ。）から当該利用居室までの経路のうち1以上
を、移動等円滑化経路にしなければならない。ただ
し、床面積の合計が500平方メートルに満たない特別
特定建築物については、地上階の直上階又は直下階
に設ける利用居室において提供されるサービスを地
上階に設ける利用居室においても提供できるとき
は、この限りでない。

<p><u>設を設ける場合は、当該車いす使用者用駐車施設を地上階に設けること。</u></p> <p>2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち屋外に面するものは、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>別表第8の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</u></p> <p>ウ <u>別表第1の左欄に掲げる区分（それぞれ同欄に掲げるその他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合に係る区分に限る。）に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模の特別特定建築物の建築をするときは、出入口のうち主たるものに設ける戸を、自動的に開閉する構造の戸又は引き戸とすること。</u></p> <p>(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>別表第9の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上であるときは、当該廊下等に高齢者、障害者等が休憩することができる場所を設け、休憩のための椅子その他の家具を置くこと。</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) ホテル又は旅館（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）</p> <p>(オ)～(ク) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーターのかご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア～ウ 略</p>	<p>2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち屋外に面するものは、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>別表第6の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</u></p> <p>(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>別表第7の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上であるときは、当該廊下等に高齢者、障害者等が休憩することができる場所を設け、休憩のための椅子その他の家具を置くこと。</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）</p> <p>(オ)～(ク) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーターのかご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア～ウ 略</p>
---	--

エ 別表第1の左欄に掲げる区分（それぞれ同欄に掲げるその他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合に係る区分に限る。）に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模の特別特定建築物の建築をするときは、火災の発生を感知し、自動的にかごを地上階に停止させ、及び戸を開放する装置を設けること。

(5) 略

(共同住宅の特例)

第20条 共同住宅においては、道等から各住戸までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあつては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。以下同じ。）のうち1以上を、移動等円滑化経路に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「準移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。この場合において、共同住宅が次の各号のいずれにも該当するときは、令第18条第2項第1号に定める基準（他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。）に適合することを要しない。

(1) 床面積の合計が500平方メートル以上1,000平方メートル未満、かつ、階数が4に満たないこと。

(2) 道等から、住戸の総数に100分の10を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）以上の住戸への経路が、地上階において準移動等円滑化経路となっていること。

2 準移動等円滑化経路は、別表第10に掲げるものでなければならない。

(公益事業の事務所の特例)

第21条 略

2 準視覚障害者移動等円滑化経路は、別表第11に掲げるものでなければならない。

(案内設備までの経路)

第21条の3 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する建築物（令第20条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所が設けられたものを除く。）には、道等から主たる出入口までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路（公益事業の事務所にあつては、準視覚障害者移動等円滑化経路）にしなければならない

(5) 略

(共同住宅の特例)

第20条 共同住宅においては、道等から各住戸までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあつては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。以下同じ。）のうち1以上を、移動等円滑化経路に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「準移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

2 準移動等円滑化経路は、別表第8に掲げるものでなければならない。

(公益事業の事務所の特例)

第21条 略

2 準視覚障害者移動等円滑化経路は、別表第9に掲げるものでなければならない。

(案内設備までの経路)

第21条の3

い。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 音声により視覚障害者を誘導する設備を設け、道等から当該設備までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とするとき。

(2) 令第20条第3項の規定の例による案内所を設け、道等から当該案内所までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とするとき。

2 道等に線状ブロック等が敷設されているときは、当該敷設された場所から令第21条第1項の規定による視覚障害者移動等円滑化経路又は前項の規定による視覚障害者移動等円滑化経路までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路（公益事業の事務所にあつては、準視覚障害者移動等円滑化経路）にしなければならない。

(増築等に関する適用範囲)

第22条 略

2 知事は、増築等の場合において、第13条、第14条又は第16条から前条までの規定の全部又は一部を適用すると建築物の増築若しくは改築に係る部分以外の部分又は用途の変更に係る部分について大規模な改修（知事が別に定めるものに限る。）が必要になり、かつ、規則で定める事由に該当するときは、これらの規定の全部又は一部を適用しないことができる。

(認定証の交付)

第24条 特別特定建築物（建築物移動等円滑化基準に適合させたものに限る。以下この条において同じ。）を設置し、又は管理する者は、当該特別特定建築物をとっとりユニバーサルデザイン認証基準（高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図

次に掲げる場合であつて、道等に線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）が敷設されているときは、当該敷設された場所から案内設備までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路（公益事業の事務所にあつては、準視覚障害者移動等円滑化経路）にしなければならない。

(1) 病院若しくは診療所、保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署又はターミナルの建築をする場合

(2) 床面積の合計が50平方メートル以上である公衆便所の建築をする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、床面積の合計が1,000平方メートル以上の特別特定建築物の建築をする場合

(増築等に関する適用範囲)

第22条 略

2 知事は、増築等の場合において、第13条、第14条又は第16条から前条までの規定の全部又は一部を適用すると建築物の前項第1号に掲げる部分以外の部分について大規模な改修（知事が別に定めるものに限る。）が必要になり、かつ、その建築主等に当該増築等と併せて当該改修を行うことができないやむを得ない事由があると認めるときは、これらの規定の全部又は一部を適用しないことができる。

(適合証の交付)

第24条 特定建築物を設置し、又は管理する者は、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させたときは、規則で定めるところにより、当該特定建築物が建築物移動等円滑化基準に適合していることを証する書面（以下「適合証」という。）の交付を知事に請求することができる。

ることを目的として規則で定める基準をいう。以下同じ。)に適合させたときは、規則で定めるところにより、当該特別特定建築物がとっとりユニバーサルデザイン認証基準に適合していることを証する書面 (以下「認定証」という。)の交付を知事に請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該特別特定建築物がとっとりユニバーサルデザイン認証基準に適合していると認定するときは、当該請求をした者に対し、認定証を交付するものとする。

3 認定証の交付を受けた者は、当該特別特定建築物の主たる出入口に、認定証及び認定されたとっとりユニバーサルデザイン認証基準の内容を掲示することができる。

4 第2項の規定による交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年鳥取県条例第42号)第4条の規定は、適用しない。

(受付カウンターの構造)

第26条 略

(利用居室の構造)

第27条 利用居室は、車いす使用者が円滑に利用できるよう、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。

(1) 床(車いす使用者の利用上支障がないものとして知事が別に定める部分を除く。)は、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除き、段を設けないこと。

(2) 利用居室内の通路の幅は、90センチメートル以上とすること。

(公営住宅の構造)

第28条 県又は市町村が、公営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の建築をする場合には、知事が定めるところにより、車いす使用者の入居に適した構造のものとするよう努めなければならない。

(利用者の意見の尊重)

第29条 特別特定建築物の所有者若しくは管理者又は特別特定建築物の建築をしようとする者(以下「建築主等」という。)は、当該特別特定建築物が高齢

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該特定建築物が建築物移動等円滑化基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

3 前項の規定による交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年鳥取県条例第42号)第4条の規定は、適用しない。

(受付カウンターの構造)

第26条 略

者、障害者等をはじめとする全ての者が安全かつ快適に利用できる施設の整備を行うよう努めるものとし、当該特別特定建築物の利用者に対し、当該特別特定建築物の整備及び運営についての意見を求め、得られた意見を尊重して、当該特別特定建築物の整備及び運営を行うよう努めなければならない。

(福祉のまちづくりアドバイザー)

第30条 知事は、福祉のまちづくりに関する識見を有する高齢者、障害者その他の者又は福祉のまちづくりに関する建築その他の専門的知識を有する者であつて、福祉のまちづくりに自ら参画して、これを推進する意欲を有するものを、福祉のまちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として登録することができる。

2 前項の規定により登録されたアドバイザーは、建築主等の求めに応じて、特別特定建築物の整備及び運営に関し、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の安全かつ快適な利用に配慮したものとなるよう、当該特別特定建築物の利用者の立場に立つて、点検し、助言を行うものとする。

(規則への委任)

第31条 略

別表第1（第14条関係、第19条関係）

区分		規模
公立小学校等	略	全て
	その他の建築物 移動等円滑化基準を適用する場合	
略		
各種学校又は専修学校	令第18条第2項第2号（主たる出入口に適用する場合に限る。）及び第7号に定める基準	全て

(規則への委任)

第27条 略

別表第1（第14条関係）

区分		規模
公立小学校等	略	全て
	その他の建築物 移動等円滑化基準（令第14条第1項に定める基準を除く。）を適用する場合	
略		
各種学校又は専修学校	令第14条第1項に定める基準を適用する場合	床面積の合計2,000平方メートル以上
	令第18条第2項第2号（主たる出入口に適用する場合に限る。）及び第7号に定める基準	全て

	を適用する場合 (以下「玄関及び敷地内通路の場合」という。)	
	略	
公立小学校等、特別支援学校、各種学校又は専修学校以外の学校	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	略	
略		
共同住宅、寄宿舍又は下宿	略	
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	<u>階数が3以上、かつ、床面積の合計500平方メートル以上1,000平方メートル未満又は床面積の合計1,000平方メートル以上</u>
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	<u>全て</u>
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以

	を適用する場合 (以下「玄関及び敷地内通路の場合」という。)	
	略	
公立小学校等、特別支援学校、各種学校又は専修学校以外の学校	令第14条第1項に定める基準を適用する場合	床面積の合計2,000平方メートル以上
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	略	
略		
共同住宅、寄宿舍又は下宿	略	
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	<u>床面積の合計100平方メートル以上</u>
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以

これらに類するもの		上
	その他の建築物 移動等円滑化基準を適用する場合	<u>全て</u>
略		
特定運動施設	略	
略		
飲食店又は銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	略	
	その他の建築物 移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
	略	
クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物 移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計50平方メートル以上
理髪店、美容院その他これらに類するサービス業を営む店舗	略	
	その他の建築物 移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 <u>100平方メートル以上</u>
略		
公衆便所	エレベーターの場合	床面積の合計50平方メートル以上
	その他の建築物 移動等円滑化基準を適用する場合	<u>全て</u>

これらに類するもの		上
	その他の建築物 移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
略		
第13条第5号に掲げる体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	略	
略		
飲食店又はクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	略	
	その他の建築物 移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
	略	
理髪店、美容院その他これらに類するサービス業を営む店舗	略	
	その他の建築物 移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計 <u>200平方メートル以上</u>
略		
公衆便所	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物 移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計50平方メートル以上

	準を適用する場 合
略	

備考 略

別表第3 (第17条関係)

- 1 特別支援学校
- 2 病院
- 3 診療所
- 4 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 5 集会場又は公会堂
- 6 展示場
- 7 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 8 ホテル又は旅館
- 9 保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 10 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 11 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 12 公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場
- 13 博物館、美術館又は図書館
- 14 公衆浴場
- 15 ターミナル

別表第4 (第17条関係)

略	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計2,000平方メートル以上
ホテル又は旅館(宿泊者以外の利用がある場合に限る。)	略
略	
ターミナル	全て
公衆便所	全て

別表第5 (第17条関係)

病院	床面積の合計1,000平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計1,000平方メートル以上

	準を適用する場 合	メートル以 上
略		

備考 略

別表第3 (第17条関係)

略	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計5,000平方メートル以上
ホテル(宿泊者以外の利用がある場合に限る。)	略
略	
ターミナル	床面積の合計100平方メートル以上
公衆便所	床面積の合計50平方メートル以上

別表第4 (第17条関係)

病院	床面積の合計2,000平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計2,000平方メートル以上

集会場又は公会堂	床面積の合計 <u>1,000平方メートル</u> 以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計 <u>2,000平方メートル</u> 以上
ホテル又は旅館（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計 <u>2,000平方メートル</u> 以上
略	
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計 <u>1,000平方メートル</u> 以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計 <u>1,000平方メートル</u> 以上
略	

集会場又は公会堂	床面積の合計 <u>2,000平方メートル</u> 以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計 <u>5,000平方メートル</u> 以上
ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計 <u>5,000平方メートル</u> 以上
略	
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計 <u>2,000平方メートル</u> 以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計 <u>2,000平方メートル</u> 以上
略	

別表第6（第17条関係）

略	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 <u>1,000平方メートル</u> 以上
集会場又は公会堂	床面積の合計 <u>1,000平方メートル</u> 以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計 <u>1,000平方メートル</u> 以上
ホテル又は旅館（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計 <u>1,000平方メートル</u> 以上
略	
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計 <u>1,000平方メートル</u> 以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計 <u>1,000平方メートル</u> 以上
略	
公衆便所	<u>全て</u>

別表第5（第17条関係）

略	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 <u>2,000平方メートル</u> 以上
集会場又は公会堂	床面積の合計 <u>2,000平方メートル</u> 以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計 <u>2,000平方メートル</u> 以上
ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計 <u>2,000平方メートル</u> 以上
略	
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計 <u>2,000平方メートル</u> 以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計 <u>2,000平方メートル</u> 以上
略	
公衆便所	<u>床面積の合計50平方メートル以上</u>

別表第7（第18条の3関係）

特別支援学校	全て
病院	全て
診療所	床面積の合計100平方メートル以上
ホテル又は旅館（客室）	客室の総数が10以上、

以外に限る。)	かつ、床面積の合計 200平方メートル以上		
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)	全て		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	全て		
公衆浴場	床面積の合計500平方メートル以上		
別表第8（第19条関係） 略		別表第6（第19条関係） 略	
別表第9（第19条関係）		別表第7（第19条関係）	
略		略	
ホテル又は旅館（宿泊者以外の利用がある場合に限る。)	略	ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。)	略
略		略	
別表第10（第20条関係） 略		別表第8（第20条関係） 略	
別表第11（第21条関係） 略		別表第9（第21条関係） 略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、なお従前の例による。

(検討)

3 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、鳥取県福祉のまちづくり条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第14号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条の2、第16条関係）			別表（第2条の2、第16条関係）		
区分	使用料		区分	使用料	
	単位	金額		単位	金額
略			略		
シャワー	1人1回につき	200円	シャワー	1人1回につき	200円
記帳電算室	使用面積1平方メートルにつき 1月	830円			
研修室	使用面積1平方メートルにつき 1時間	6円			
調理実習室	使用面積1平方メートルにつき 1時間	6円			
学習室	使用面積1平方メートルにつき 1時間	6円			
略			略		
備考			備考		
1～4 略			1～4 略		
5 略			5 「仕立場のための利用」とは、卸売を受けた水産物の仕分け及び荷造りのための利用をいう。		
6 略			6 略		
7 略			7 略		
8 略			8 略		
9 略			9 略		
			10 略		

附 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第15号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(1の2) 行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の実施 1件につき<u>10,400円</u></p> <p>(2)～(144) 略</p> <p>(145) 高压ガス保安法第31条第2項（高压ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。）の規定に基づく高压ガス製造保安責任者試験等の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき<u>11,600円</u>（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この号及び第173号において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、1件につき<u>11,100円</u>）</p> <p>イ 丙種化学責任者免状に係るもの 1件につき<u>10,300円</u>（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>9,800円</u>）</p> <p>ウ 乙種機械責任者免状に係るもの 1件につき<u>11,600円</u>（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>11,100円</u>）</p> <p>エ 第2種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき<u>11,600円</u>（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>11,100円</u>）</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(1の2) 行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の実施 1件につき<u>7,000円</u></p> <p>(2)～(144) 略</p> <p>(145) 高压ガス保安法第31条第2項（高压ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。）の規定に基づく高压ガス製造保安責任者試験等の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき<u>9,300円</u>（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この号及び第173号において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、1件につき<u>8,800円</u>）</p> <p>イ 丙種化学責任者免状に係るもの 1件につき<u>8,700円</u>（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>8,200円</u>）</p> <p>ウ 乙種機械責任者免状に係るもの 1件につき<u>9,300円</u>（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>8,800円</u>）</p> <p>エ 第2種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき<u>9,300円</u>（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>8,800円</u>）</p>

<p>オ 第3種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき<u>10,300円</u>（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき<u>9,800円</u>）</p> <p>カ 第1種販売主任者免状に係るもの 1件につき<u>9,000円</u>（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき<u>8,500円</u>）</p> <p>キ 第2種販売主任者免状に係るもの 1件につき<u>7,200円</u>（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき<u>6,700円</u>）</p> <p>(146)～(158) 略</p> <p>(159) 電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え交付 1件につき<u>2,700円</u></p> <p>(160)～(164) 略</p> <p>(165) 液化石油ガス法第35条の6第1項の規定に基づく保安の確保の方法の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合 1件につき<u>98,000円</u></p> <p>(166) 略</p> <p>(167) 液化石油ガス法第37条の2第1項（液化石油ガス法第37条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく液化石油ガスの貯蔵施設等の変更の許可 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>ア 貯蔵施設又は特定供給設備 1件につき<u>15,000円</u>に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じた額</p> <p>イ 充てん設備 1件につき<u>17,000円</u>に変更に係る充てん設備の数を乗じた額</p> <p>(168)～(172) 略</p> <p>(173) 液化石油ガス法第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施 1件につき<u>23,200円</u>（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき<u>22,700円</u>）</p> <p>(174)～(306) 略</p> <p>(307) 宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施 1件につき<u>8,200円</u></p> <p>(308)～(328) 略</p>	<p>オ 第3種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき<u>8,700円</u>（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき<u>8,200円</u>）</p> <p>カ 第1種販売主任者免状に係るもの 1件につき<u>7,900円</u>（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき<u>7,400円</u>）</p> <p>キ 第2種販売主任者免状に係るもの 1件につき<u>6,200円</u>（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき<u>5,700円</u>）</p> <p>(146)～(158) 略</p> <p>(159) 電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え交付 1件につき<u>2,100円</u></p> <p>(160)～(164) 略</p> <p>(165) 液化石油ガス法第35条の6第1項の規定に基づく保安の確保の方法の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合 1件につき<u>110,000円</u></p> <p>(166) 略</p> <p>(167) 液化石油ガス法第37条の2第1項（液化石油ガス法第37条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく液化石油ガスの貯蔵施設等の変更の許可 1件につき<u>17,000円</u>に変更に係る貯蔵施設、特定供給設備又は充てん設備の数を乗じた額</p> <p>(168)～(172) 略</p> <p>(173) 液化石油ガス法第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施 1件につき<u>21,400円</u>（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき<u>20,900円</u>）</p> <p>(174)～(306) 略</p> <p>(307) 宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施 1件につき<u>7,000円</u></p> <p>(308)～(328) 略</p>
---	--

2 略

2 略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第159号の改正規定は、同年7月1日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第16号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) <u>銃器等犯罪捜査手当</u></p> <p>(19)・(20) 略</p> <p>(銃器等犯罪捜査手当)</p> <p>第21条 <u>銃器等犯罪捜査手当</u>は、職員が防弾装備を着装し、武器を携帯して行う次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) <u>銃器若しくは銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第3条第1項に規定するクロスボウ（以下「銃器等」という。）又は銃器等</u>と思料されるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕の作業又はこれに相当すると人事委員会が認める作業</p> <p>(2) <u>銃器等</u>を所持する犯人の逮捕の作業</p> <p>(3) 第1号に掲げる作業又は前号に掲げる作業（<u>銃器等</u>を使用した犯人の逮捕の作業に限る。）に付随して行う固定配置の作業</p> <p>(4) <u>銃器等</u>が使用された暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の対立抗争事件に伴う暴力団の事務所又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の居宅に対する<u>張付警戒</u>の作業</p> <p>(5) 暴力団若しくは暴力団に類する組織又は<u>銃器等</u>を使用するおそれのある者による危害を防止するために保護を受ける者の身辺警護又は居宅等に対する張付警戒の作業</p> <p>2 略</p> <p>(併給禁止)</p> <p>第25条 同一の日において、次に掲げる手当が支給</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) <u>銃器犯罪捜査手当</u></p> <p>(19)・(20) 略</p> <p>(銃器犯罪捜査手当)</p> <p>第21条 <u>銃器犯罪捜査手当</u>は、職員が防弾装備を着装し、武器を携帯して行う次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 銃器又は<u>銃器</u>と思料されるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕の作業又はこれに相当すると人事委員会が認める作業</p> <p>(2) <u>銃器</u>を所持する犯人の逮捕の作業</p> <p>(3) 第1号に掲げる作業又は前号に掲げる作業（<u>銃器</u>を使用した犯人の逮捕の作業に限る。）に付随して行う固定配置の作業</p> <p>(4) <u>銃器</u>が使用された暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の対立抗争事件に伴う暴力団の事務所又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の居宅に対する<u>張付け警戒</u>の作業</p> <p>(5) 暴力団若しくは暴力団に類する組織又は<u>銃器</u>を使用するおそれのある者による危害を防止するために保護を受ける者の身辺警護又は居宅等に対する張付警戒の作業</p> <p>2 略</p> <p>(併給禁止)</p> <p>第25条 同一の日において、次に掲げる手当が支給</p>

される作業のうち2以上の作業に従事した場合にあっては、これらの作業に係る手当のうち手当の額が最も高いもの（これらの手当の額が同額である場合にあつてはこれらの手当のいずれか、手当の額が最も高いものが2以上ある場合にあつては当該手当の額が最も高いもののいずれかとする。）のみを支給する。

(1)～(11) 略

(12) 銃器等犯罪捜査手当

される作業のうち2以上の作業に従事した場合にあっては、これらの作業に係る手当のうち手当の額が最も高いもの（これらの手当の額が同額である場合にあつてはこれらの手当のいずれか、手当の額が最も高いものが2以上ある場合にあつては当該手当の額が最も高いもののいずれかとする。）のみを支給する。

(1)～(11) 略

(12) 銃器犯罪捜査手当

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第17号

鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例

鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p><u>第6章の2 暴力団排除特別強化地域における禁止行為（第21条の2—第21条の4）</u></p> <p>第7章～第10章 略</p> <p>附則</p> <p>（県の暴力団事務所に対する措置）</p> <p>第7条 県は、県民の安全で平穏な生活を確保するため、暴力団事務所が開設（暴力団の活動の拠点として使用を始めることをいう。第13条、第14条、<u>第14条の2</u>及び第27条において同じ。）をされないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）</p> <p>第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これの開設をし、又は運営（暴力団の活動の拠点として継続して使用している状態にあることをいう。以下この条、次条、<u>第14条の2</u>及び第27条において同じ。）をしてはならない。</p> <p>（1）～（9） 略</p> <p><u>（10） 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園</u></p> <p><u>（11） 略</u></p> <p>2 略</p> <p>第14条 暴力団事務所は、前条第1項に規定する区域内のほか、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、<u>準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域</u>（これらの地域から前条第1項に規定する区域を除く。）におい</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章～第10章 略</p> <p>附則</p> <p>（県の暴力団事務所に対する措置）</p> <p>第7条 県は、県民の安全で平穏な生活を確保するため、暴力団事務所が開設（暴力団の活動の拠点として使用を始めることをいう。第13条、第14条及び第27条において同じ。）をされないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）</p> <p>第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これの開設をし、又は運営（暴力団の活動の拠点として継続して使用している状態にあることをいう。以下この条、次条及び第27条において同じ。）をしてはならない。</p> <p>（1）～（9） 略</p> <p><u>（10） 略</u></p> <p>2 略</p> <p>第14条 暴力団事務所は、前条第1項に規定する区域内のほか、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域<u>及び準住居地域</u>（これらの地域から前条第1項に規定する区域を除く。）におい</p>

ては、これの開設をし、又は運営をしてはならない。

2 略

(中止命令)

第14条の2 公安委員会は、前条第1項の規定に違反して暴力団事務所の開設又は運営がされたときは、当該暴力団事務所の開設又は運営をする者に対し、当該暴力団事務所の開設又は運営の中止を命ずることができる。

第6章の2 暴力団排除特別強化地域における禁止行為

(暴力団排除特別強化地域)

第21条の2 暴力団の排除を特に推進する地域として、次に掲げる地域を暴力団排除特別強化地域と定める。

(1) 鳥取市弥生町、末広温泉町、永楽温泉町、吉方温泉一丁目、栄町及び瓦町の区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる商業地域に定められた地域

(2) 米子市角盤町二丁目、角盤町三丁目、朝日町、尾高町、西倉吉町及び東倉吉町の区域のうち、国道9号、県道米子港線、市道角盤町三丁目1号線、市道角盤町通り西線、市道尾高町通り線及び市道中町灘町橋線によって囲まれた区域並びに米子市皆生温泉三丁目の区域のうち、市道皆生温泉20号線、市道皆生温泉13号線、市道皆生温泉11号線及び市道皆生温泉14号線によって囲まれた区域

第21条の3 次の各号のいずれかに該当する営業（第1号から第6号までに掲げる営業にあつては、暴力団排除特別強化地域内において営むものに限る。以下「特定営業」という。）を営む者（以下「特定営業者」という。）は、特定営業の営業に関し、暴力団員から、用心棒の役務（法第9条第5号に規定する用心棒の役務をいう。以下同じ。）の提供を受けてはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業

(2) 風適法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業

2 略

(3) 風適法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業

(4) 風適法第2条第13項に規定する接客業務受託営業

(5) 風適法第2条第13項第4号に規定する飲食店営業

(6) 風俗案内（次に掲げる行為をいう。以下この号において同じ。）を行うための施設（不特定多数の者が利用することができるものに限る。）を設け、当該施設において有償又は無償で風俗案内を行う営業

ア 第1号に該当する営業（風適法第2条第1項第1号に該当するものに限る。）に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為

(ア) 接待（風適法第2条第3項に規定する接待をいう。以下同じ。）の内容、接待を受けることのできる時間、接待に従事する者又は接待を受けるための料金に関する情報

(イ) 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先に関する情報

イ 第2号に該当する営業（風適法第2条第6項第1号若しくは第2号又は第7項第1号のいずれかに該当するものに限る。）に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為

(ア) 客に接触する役務の内容、当該役務を受けることのできる時間、当該役務に従事する者又は当該役務を受けるための料金に関する情報

(イ) 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先（風適法第2条第7項第1号に該当する営業にあつては、当該営業につき広告若しくは宣伝をするときに当該営業を示すものとして使用する呼称、風適法第31条の2第1項第7号に規定する受付所の所在地又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先）に関する情報

(7) 風俗情報（前号ア及びイに規定する情報をいう。以下同じ。）を掲載した書籍、雑誌その他の刊行物を発行し、又は風俗情報をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する営業

2 特定営業者は、特定営業の営業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、用心棒の役務の提供を受けることの対償として、又はその営業を営

むことが容認されることの対償として利益の供与をしてはならない。

(暴力団員の禁止行為)

第21条の4 暴力団員は、特定営業の営業に関し、用心棒の役務の提供をしてはならない。

2 暴力団員は、特定営業の営業に関し、特定営業者から、用心棒の役務を提供する対償として、又はその営業を営むことを容認する対償として利益の供与を受け、又は暴力団員が指定した者に利益の供与を受けさせてはならない。

(調査、立入検査等)

第23条 略

2 公安委員会は、第14条第1項の規定に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、暴力団員その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反事実を明らかにするために必要な限度において、説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に同項に規定する地域内の建物に立ち入り、物件を検査させ、若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(事実の公表)

第25条 公安委員会は、第23条第1項の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出を拒んだとき、又は前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 略

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条第1項の規定に違反して、暴力団事務所の開設をし、又は運営をした者

(2) 第14条の2の規定による命令に違反して、暴力団事務所の開設をし、又は運営をした者

(調査)

第23条 略

(事実の公表)

第25条 公安委員会は、第23条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出を拒んだとき、又は前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 略

第27条 第13条の規定に違反して、暴力団事務所の開設をし、又は運営をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(3) 相手方が暴力団員又は暴力団員が指定した者
であることの情を知って、第21条の3の規定に違
反した者

(4) 第21条の4の規定に違反した者

2 第23条第2項の規定による説明若しくは資料の提
出をせず、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出
をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若
しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

3 第1項第3号の罪を犯した者が自首したときは、
その刑を減輕し、又は免除することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年5月1日から施行する。ただし、第6章の2並びに第27条第1項第3号及び第4号並びに第3項の改正規定は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に開設をされ、又は運営をされている暴力団事務所については、改正後の鳥取県暴力団排除条例第13条第1項及び第14条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この条例の施行の際現に一の暴力団のものとして開設をされ、又は運営をされていた暴力団事務所が、この条例の施行後に他の暴力団のものとして開設をされ、又は運営をされるときは、この限りでない。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第18号

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(26) 略</p> <p>(27) 銃砲刀剣類取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 許可証の書換えに係るもの 1件につき <u>1,600円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(28)～(37) 略</p> <p>(37の2) <u>道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査の実施</u> 1件につき <u>1,050円</u></p> <p>(37の3) <u>道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査を行う者に対して行う講習であって、公安委員会が定めるものの実施</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習 1回につき<u>1,200円</u></p> <p>イ ア以外の場合 1回につき<u>1,450円</u></p> <p>(37の4) <u>道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査の実施</u> 1件につき <u>3,550円</u></p> <p>(38)～(44) 略</p> <p>(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～11 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1～11 略	略	12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習		<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(26) 略</p> <p>(27) 銃砲刀剣類取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 許可証の書換えに係るもの 1件につき <u>1,800円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(28)～(37) 略</p> <p>(37の2) 道路交通法第97条の2第1項第3号イ <u>又は第101条の4第2項の規定に基づく</u>認知機能検査の実施 1件につき <u>750円</u></p> <p>(37の3) 道路交通法第97条の2第1項第3号イ <u>又は第101条の4第2項の規定により</u>認知機能検査を行う者に対して行う講習であって、公安委員会が定めるものの実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習 1回につき<u>800円</u></p> <p>イ ア以外の場合 1回につき<u>1,400円</u></p> <p>(38)～(44) 略</p> <p>(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～11 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習 <u>(同法第97条</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1～11 略	略	12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習 <u>(同法第97条</u>	
区分	金額												
1～11 略	略												
12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習													
区分	金額												
1～11 略	略												
12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習 <u>(同法第97条</u>													

<p>(1) <u>道路交通法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（同法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対するもの</u></p>	<p><u>1件につき6,450円</u></p>	<p><u>の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）</u></p> <p>(1) <u>小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの</u></p> <p>(2) <u>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの</u></p>	<p><u>1件につき5,100円</u></p> <p><u>1件につき2,250円</u></p>
<p>(2) <u>普通自動車対応免許を受けている者（道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第1種運転免許若しくは第2種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対するもの</u></p>	<p><u>1件につき2,900円</u></p>	<p>13 <u>道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（同法第97条</u></p>	

		<p>の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</p> <p>(1) 小型特殊自動車 免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの</p> <p>ア 個人指導を含むもの</p> <p>イ ア以外のもの</p> <p>(2) 小型特殊自動車 免許のみを受けている者に対するもの</p> <p>ア 個人指導を含むもの</p> <p>イ ア以外のもの</p>	<p>1件につき7,950円</p> <p>1件につき5,100円</p> <p>1件につき4,450円</p> <p>1件につき2,250円</p>
<p>13 略</p> <p>14 <u>道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習</u></p>	<p>略</p> <p>1時間につき2,250円</p>	<p>14 <u>道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習</u> (同法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</p> <p>(1) 小型特殊自動車 免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの</p> <p>(2) 小型特殊自動車 免許のみを受けている者に対するもの</p>	<p>1件につき5,800円</p> <p>1件につき2,350円</p>
<p>15 <u>道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる講習</u></p>	<p>略</p>	<p>15 略</p> <p>16 <u>道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習</u></p>	<p>略</p> <p>略</p>
<p>(45の2) <u>道路交通法第108条の2第2項の規定に基づく講習の実施</u> 次に掲げる区分に応じ、そ</p>			

<p>(46)～(70) 略 2 略</p>	<p><u>れぞれに定める額</u> <u>ア 加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていると認められるかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行うものであって、公安委員会が定めるもの 1回につき2,650円</u> <u>イ 道路交通法施行令第37条の6の2第1号に規定する国家公安委員会規則で定める基準に適合するものであって、公安委員会が定めるもの 1回につき1,800円</u> (46)～(70) 略 2 略</p>
----------------------------	--

附 則

この条例は、令和4年5月13日から施行する。ただし、第2条第1項第27号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。